

さらに便利で使いやすく!  
ネットでどこでも申告・納税。

**e-Tax**  
国税電子申告・納税システム

税理士会支部 会員各位

## 資産課税部門からのお願い

税務行政につきましては日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税理士の皆様におかれましては、引き続き、**相続税の申告におけるe-Taxの利用と書面添付制度の活用**、そして**令和5年分確定申告における譲渡所得・贈与税に係る特例チェックシート等の活用**などについて、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

### 1 相続税e-Taxの利用

国税庁において「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定し、相続税申告についてはオンライン利用率の目標値を令和5年度末で40%と定めております。

しかし、その利用率は年々伸びつつはあるものの、依然として低調であり、このままでは目標達成が困難であると言わざるを得ない状況です。この難局を打開するため、より一層、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

#### <東京局の利用率>

令和3年度 (令4.3末)

利用率 (実績値)

**21.4%**

5.3P増加にとどまる

令和4年度 (令5.3末)

利用率 (実績値)

※速報値

**26.7%**

令和5年度 (令6.3末)

利用率 (目標値)

**40.0%**

目標達成まで13.3P

○ 税理士の皆様からいただいた御意見等に対する対応状況

#### 御意見1：添付書類が多く、イメージデータに変換するのが手間である

⇒提出をお願いしている添付書類を**大幅に削減**しました。

対応状況の詳細はこちら⇒



#### 御意見2：送信容量が少ない

⇒1回当たりの送信容量を8MBから**14MB**に拡大しました。

\*最大で11回の送信が可能

対応状況の詳細はこちら⇒



#### 御意見3：利用者識別番号の確認結果が税理士に通知されない

⇒変更届出書に「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力

していただくと、利用者識別番号を、財産取得者への通知に加え、**税理士の**

**皆様に対しても電話連絡**いたします。

対応状況の詳細はこちら⇒



## 2 相続税の申告における書面添付制度の活用

相続税の申告書の作成に当たっては、**書面添付制度の活用**をお願いいたします。

なお、書面の作成における補助資料として、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート」及び「書面添付制度に係る添付書面の記載例」が各税理士会の会員専用サイトに掲載されておりますので、活用願います。

## 3 令和5年分確定申告における譲渡所得・贈与税に係る特例チェックシート等の活用

令和5年分の譲渡所得・贈与税に係る特例チェックシート及び「資産税関係添付書類等一覧表（令和5年分用）」につきましては、以下の掲載場所に掲載しておりますので、活用願います。

○ 掲載場所

国税庁HP > 国税庁等について > 組織 > 東京国税局  
> 資産税（相続税、贈与税、財産評価及び譲渡所得）関係チェックシート

詳細はこちら  
(掲載は令和6年1月以降の予定です。)



また、令和5年分の確定申告においても、引き続き、e-Taxの利用をお願いいたします。